

自己資本の充実の状況(連結)

(1) 連結の範囲に関する事項

■連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違する会社はありません。

■連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

●連結子会社数 1社

●主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理及び県信連の定型的後方業務の受託

■持分法が適用される関連法人

●関連法人数 1社

●主要な関連法人

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟県農協電算センター	J A 及び J A 連合会の電算機による情報処理

■比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

■連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

■連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

■連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当事項はありません。

■規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

(2) 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和7年3月末における連結自己資本比率は11.08%と、国内基準（4%）を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーションル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

資料編 連結情報

a 連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	149,352	150,095
うち、出資金及び資本剰余金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	77,934	78,026
うち、外部流出予定額 (△)	3,103	2,452
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,739	3,623
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,739	3,623
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	153,091	153,718
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	46	40
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	40
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	46	40
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	153,045	153,678
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,325,288	1,368,339
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リヤーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	4,721	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,743	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート・リヤー	△ 4,743	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,320	18,121
信用リスク・アセット調整額	—	↗
資本フロア調整額	↗	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	↗
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	1,334,609
連結自己資本比率 ((八)／(二))	11.46%	11.08%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

資料編 連結情報

b 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現 金	2,373	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	72,061	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	6,481	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	43,864	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,193	838	33
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	3,889	388	15
	我が国の政府関係機関向け	35,007	3,268	130
	地方三公社向け	188	37	1
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,044,983	208,917	8,356
	法人等向け	169,740	120,725	4,829
	中小企業等向け及び個人向け	198	138	5
	抵当権付住宅口一 ン	—	—	—
	不動産取得等事業向け	2,986	2,960	118
	三月以上延滞等	6	—	—
	取立て未済手形	56	11	0
	信用保証協会等による保証付	1,417	139	5
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	出資等	6,089	6,089	243
	(うち出資等のエクスポート)	6,089	6,089	243
	(うち重要な出資のエクスポート)	—	—	—
	上記以外	290,761	669,714	26,788
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート)	112,136	280,341	11,213
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート)	122,977	307,442	12,297
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート)	450	1,126	45
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート)	51,211	76,817	3,072
	(うち上記以外のエクスポート)	3,985	3,985	159
	証券化	12,962	2,592	103
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	12,962	2,592	103
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	258,785	314,204	12,568
	(うちルックスルーワ方式)	246,045	297,324	11,892
	(うちマントレト方式)	12,739	16,880	675
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち蓋然性方式 400 %)	—	—	—
	(うちフルバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		4,743	189
	標準的手法を適用するエクスポート別計	1,956,049	1,325,283	53,011
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %		5	0
	中央清算機関連エクスポート	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,956,049	1,325,288	53,011
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		9,320	372	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,334,609	53,384	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。

5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもののが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. オペレーション・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

資料編 連結情報

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %
	現 金	2,510	—	—
	我 が 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	43,526	—	—
	外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	9,547	—	—
	国 际 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—
	我 が 国 の 地 方 公 共 団 体 向 け	36,708	—	—
	外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 门 向 け	9,920	1,984	79
	国 际 開 発 銀 行 向 け	—	—	—
	地 方 公 共 团 体 金 融 機 構 向 け	3,495	349	13
	我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	22,806	2,048	81
	地 方 三 公 社 向 け	187	35	1
	金 融 機 関 、 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 者 及 び 保 险 会 社 向 け	1,001,763	203,785	8,151
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	14,168	4,100	164
	カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	—	—	—
	法 人 等 向 け (特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む。)	162,549	120,088	4,803
	(うち特 定 貸 付 債 権 向 け)	—	—	—
	中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	6,490	5,389	215
	(うちト ラ ン ザ ク タ ー 向 け)	0	0	0
	不 動 产 関 連 向 け	4,153	3,343	133
	(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—
	(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	1,618	1,816	72
	(うちその他の不動産関連向け)	2,512	1,504	60
	(うちA D C 向 け)	22	22	0
	劣 後 債 券 及 び そ の 他 资 本 性 証 券 等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	2,120	2,319	92
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取 立 未 濟 手 形	75	15	0
	信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	1,172	116	4
	株 式 会 社 地 域 経 済 活 性 化 支 援 機 构 等 に よ る 保 証 付	—	—	—
	株 式 等	5,656	5,656	226
	上 記 以 外	326,162	750,373	30,014
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	122,609	306,523	12,260
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	139,612	349,031	13,961
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	470	1,176	47
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー)	60,344	90,516	3,620
	(うち上記以外のエクspoージャー)	3,125	3,125	125
	証 券 化	10,500	2,100	84
	(うちS T C 要 件 適 用 分)	—	—	—

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち短期S T C要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	10,500	2,100	84
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	221,327	275,345	11,013
	(うちルックスルーフ方式)	209,114	257,898	10,315
	(うちマンデート方式)	12,213	17,447	697
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されたなかったものの額(△)		4,721	188
	標準的手法を適用するエクスポート計	1,870,675	1,368,230	54,729
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		108	4
	中央清算機関連エクスポート	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,870,675	1,368,339	54,733
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
<標準的計測手法>		18,121	724	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,386,460	55,458	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		18,121
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		724
B I		12,080
B I C		1,449

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.74）をご参照ください。

a 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度				延滞 エクスポート ジャー	
		信用リスクに 関するエクス ポートの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポート ジャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	1,561,153	235,242	227,573	—	6	1,505,760	254,233	195,369	—	2,120	
国 外	123,147	—	123,147	—	—	133,087	—	133,087	—	—	
地 域 別 残 高 計	1,684,301	235,242	350,721	—	6	1,638,847	254,233	328,456	—	2,120	
法 人	農 業	3,557	3,557	—	—	5	3,875	3,875	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	22,882	20,186	—	—	—	26,220	23,864	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	11,380	8,762	1,807	—	—	14,676	11,533	2,302	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	7,540	7,540	—	—	—	6,999	6,999	—	—	
	運輸・通信業	26,900	12,727	13,821	—	—	19,012	12,809	5,880	—	
	金融・保険業	391,728	55,125	244,130	—	—	415,392	64,186	253,527	—	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	92,600	90,262	1,518	—	—	102,050	100,820	505	—	
	日本国政府・ 地方公共団体	113,916	35,148	78,768	—	—	76,221	28,494	46,772	—	
	上記以外	994,438	—	—	—	—	946,809	—	—	—	
	個 人	1,931	1,931	—	—	1	1,650	1,650	—	25	
	そ の 他	17,424	—	10,675	—	—	25,938	—	19,467	—	
業種別残高計		1,684,301	235,242	350,721	—	6	1,638,847	254,233	328,456	—	2,120
1 年 以 下		1,068,400	61,716	11,672	—	—	1,047,896	85,165	14,358	—	—
1年超3年以下		77,034	48,510	28,524	—	—	68,699	44,307	24,391	—	—
3年超5年以下		83,052	49,505	33,546	—	—	84,777	41,585	43,192	—	—
5年超7年以下		60,095	20,101	39,993	—	—	47,342	20,775	26,566	—	—
7年超10年以下		86,674	16,589	70,085	—	—	83,895	12,289	71,605	—	—
10 年 超		140,744	38,772	101,971	—	—	117,329	50,073	67,256	—	—
期限の定めのないもの		168,299	45	64,928	—	—	188,905	35	81,084	—	—
残存期間別残高計		1,684,301	235,242	350,721	—	—	1,638,847	254,233	328,456	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートに含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち対応で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポートをいいます。

5. 「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

b 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(a) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	424	384	—	424	384	384	267	—	384	267
個別貸倒引当金	495	557	20	475	557	557	571	6	551	571

(b) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

法 人	令和5年度					令和6年度				
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
農業	52	121	—	52	121	—	121	166	4	116
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	47	45	—	47	45	—	45	48	—	45
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	0	—	—	0	0	—	0	—	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	369	365	20	348	365	—	365	335	—	365
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	25	24	—	25	24	—	24	22	1	23
業種別計	495	557	20	475	557	—	557	571	6	551
										571

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

資料編 連結情報

(c) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,510	—	2,510	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	43,526	—	43,526	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	9,547	—	9,547	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	36,708	—	36,708	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	9,920	—	9,920	—	1,984	20
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	3,495	—	3,495	—	349	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	22,806	—	22,806	—	2,048	9
地方三公社向け	20	187	—	177	—	35	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	996,652	36,910	996,336	5,110	203,785	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	13,608	1,400	13,608	560	4,100	29
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	155,211	54,672	154,862	7,336	120,088	74
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	6,131	1,261	5,997	359	5,389	85
(うちトランザクター向け)	45	—	0	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	4,132	20	4,128	20	3,343	81
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	—	—	—	—	—	—
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	—	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	1,618	—	1,618	—	1,816	112
(うちその他不動産関連向け)	60	2,492	20	2,487	20	1,504	60
(うちA D C向け)	100~150	22	—	22	—	22	100
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	1,542	31	1,541	8	2,319	150
自己居住用不動産等向けエクスポート・ジヤーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	75	—	75	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0~10	1,172	—	1,172	—	116	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	5,656	—	5,656	—	5,656	100
上記以外	100~1250	325,349	—	325,349	—	749,616	230
(うち重要な出資のエクスポート・ジヤー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート・ジヤー)	250~400	122,609	—	122,609	—	306,523	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート・ジヤー)	250	139,612	—	139,612	—	349,031	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・ジヤー)	250	470	—	470	—	1,176	250

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 $F(E/(C+D))$
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	150	60,344	—	60,344	—	90,516	150
(うち右記以外のエクspoージャー)	100	3,125	—	3,125	—	3,125	100
証券化	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	209,114	30,533	209,114	12,213	275,345	124
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					4,721	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					1,368,230	

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

資料編 連結情報

(d) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,526	—	—	—	—	—	—	43,526					
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,547	—	—	—	—	—	—	9,547					
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	36,708	—	—	—	—	—	—	36,708					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	9,920	—	—	—	—	9,920					
地方公共団体金融機関向け	—	3,495	—	—	—	—	—	3,495					
我が国の政府関係機関向け	2,317	20,488	—	—	—	—	—	22,806					
地方三公社向け	—	—	177	—	—	—	—	177					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	969,487	28,957	3,001	—	—	—	—	0	1,001,447				
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	4,000	7,667	2,500	—	—	—	—	—	14,168				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	21,723	29,112	5,604	—	—	93,223	—	—	12,535	162,199			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	400%	400%	400%	その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式等	—	—	—	5,656	—	—	—	—	5,656				
	45%	75%	75%	100%	100%	100%	100%	その他	合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	—	85	—	—	6,272	—	—	6,357				
(うちトランザクター向け)	0	—	—	—	—	—	—	—	0				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	110%	112.50%	112.50%	112.50%	112.50%	112.50%	112.50%	112.50%	その他	合計
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	71	127	1,193	—	—	225	—	—	—	—	—	1,618	
	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	その他	合計
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,508
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	その他	合計
不動産関連向け(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	合計
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,549
自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	その他	合計
現金	2,510	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,510
取立未済手形	—	—	—	—	—	75	—	—	—	—	—	—	75
信用保証協会等による保証付	3	—	1,168	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1,172
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(e) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	128,448	128,448
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	37,976	37,976
	20%	25,985	1,060,555	1,086,541
	35%	—	—	—
	50%	34,467	658	35,126
	75%	—	197	197
	100%	6,653	105,737	112,391
	150%	—	51,217	51,217
	250%	—	232,401	232,401
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		67,106	1,617,194	1,684,301

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(f) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクspoージャー		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,157,937	36,910	14	1,162,647
40%～70%	34,395	850	41	34,723
75%	5,662	107	25	5,689
80%	—	—	—	—
85%	5,992	1,147	28	6,234
90%～100%	86,672	53,842	13	93,373
105%～130%	1,193	—	—	1,193
150%	1,748	31	100	1,757
250%	5,656	—	—	5,656
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	17	6	100	23
合 計	1,299,277	92,896	14	1,311,299

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的な内容は、単体の開示内容（P.80）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,319	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	58	12,190	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—
上記以外	—	18	—
合計	58	14,529	—

(注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,317	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	13,153	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	6	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	3	—
合計	12	15,475	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

資料編 連結情報

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.82）をご参照ください。

a 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他				現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

b 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

c 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(6) 証券化エクスポートに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポートを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.83）をご参照ください。

a 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

該当ありません。

b 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

(a) 保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート	証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	3,751	—	3,475	—
	自動車ローン	5,390	—	3,674	—
	その他の	3,820	—	3,351	—
	合計	12,962	—	10,500	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

資料編 連結情報

(b) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポート				再証券化エクスポート		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	12,962	103		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		合 计	—	—
	1250%	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	合 计	12,962	103		100%～ 250%未満	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	250%～ 400%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		1250%	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		合 计	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	400%～1250%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	1250%	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	合 计	—	—		400%～1250%未満	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポート				再証券化エクスポート		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		合 计	—	—
	1250%	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	合 计	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	250%～ 400%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		1250%	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		合 计	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	400%～1250%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	1250%	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	合 计	—	—		400%～1250%未満	—	—

(注)証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

(c) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートジャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
クレジットカード与信	—	—
住宅口一元	—	—
自動車口一元	—	—
その他の	—	—
合計	—	—

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートジャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポートジャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

(d) 保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

(7) CVAリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるCVAリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.86）をご参照ください。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーションナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーションナル・リスクの管理方針や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーションナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.86）をご参照ください。

資料編 連結情報

(10) 出資等又は株式等エクスポートナーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資等又は株式等エクスポートナーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポートナーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.87）をご参照ください。

a 出資等又は株式等エクスポートナーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上	場	11,924	11,924	9,974	9,974
非	上	場	92,491	92,491	97,599
合	計	104,416	104,416	107,573	107,573

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

b 出資等又は株式等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
5	63	—	87	54	—

c 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
8,207	35	6,654	44

d 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルーワイドを適用するエクスポージャー	246,045	209,114
マンデート方式を適用するエクspoージャー	12,739	12,213
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.88~89)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,323	26,309	3,821	4,066
2	下方パラレルシフト	0	0	1,560	2,325
3	ステイープ化	13,336	16,054		
4	フラット化	31	647		
5	短期金利上昇	4,817	4,725		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	23,323	26,309	3,821	4,066
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		153,678		153,045	